

(平成24年10月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの期間及び同年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで

申立期間当時は、事業所に勤務していた。国民年金に関して何も覚えていないが、2年間の加入期間のうちの半年だけ納付して残りを未納にするはずがない。私の氏名の漢字や振り仮名の誤りが原因で記録が漏れていると思う。申立期間当時の職場の同僚が、私を介して私の知人から納付するようにと助言を受けたことを記憶しており、伝えた本人が納付していないとは考えられない。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身が加入手続及び保険料納付に関与していたと推認されるが、申立人は国民年金保険料の納付等に関して覚えておらず納付状況が不明である。

また、申立人は申立人の氏名の漢字及び振り仮名が原因で記録が漏れていると申し立てているが、申立期間当時のA市及びB町（現在は、C市）の被保険者名簿のそれらに誤りはなく、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は元同僚に国民年金保険料納付に関する助言をしたので自身の国民年金保険料も納付したはずだと主張しているが、申立人の元同僚の証言からは、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと推認できるまでの事情がうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月

昭和63年3月30日付けで事業所を退職し、同年4月1日付けで現在居住する市の職員として採用された。同年4月に市役所国民年金課において国民年金の加入手続を行い、その2か月又は3か月後に届いた納付書により、市役所内の銀行（出張所）において夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年2月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、申立人の主張する加入手続を行った時期と相違している上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和63年4月に国民年金の加入手続を行い、その2か月又は3か月後に届いた納付書により、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと供述しているが、その時点においては、国民年金の被保険者となっておらず、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間については、申立人の妻も未納となっている上、申立人夫婦のオンライン記録によれば、平成元年12月12日に申立期間のものと推認される過年度納付書が発行されているが、申立人夫婦の供述などから、当該過年度納付書により保険料を納付していたとする事情もうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月

夫が昭和63年3月30日付けで事業所を退職し、同年4月1日付けで現在居住する市の職員として採用された。夫が市役所内の銀行（出張所）において夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、長女が出生（昭和62年*月）した約一年後に夫に申立期間に係る保険料納付を依頼し、夫婦二人分の国民年金保険料を渡したと主張しているが、申立人のオンライン記録は、平成元年2月28日に昭和63年3月31日の第3号被保険者非該当及び同年4月1日の第3号被保険者該当の記録が入力処理されている上、夫の国民年金手帳記号番号は、平成元年2月に払い出されており、この頃に国民年金に加入したものと推認できることから、保険料納付ができるようになった時期と申立人が夫に保険料納付を依頼したとする時期とは相違している。

また、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとするその夫は、昭和63年4月に自身の国民年金の加入手続きを行い、その2か月又は3か月後に届いた納付書により、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その時点においては、国民年金の被保険者となっておらず、申立人の夫の証言には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間については、申立人の夫も未納となっている上、申立人夫婦のオンライン記録によれば、平成元年12月12日に申立期間のものと推認される過年度納付書が発行されているが、申立人夫婦の供述などから、当該過年度納付書により保険料を納付していたとする事情もうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 983

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月及び同年3月

申立期間については、国民年金保険料の未納期間とされているが、母親が、集金により、保険料を納付したと聞いている。もし国民年金加入当初の2か月である申立期間の保険料が未納であれば、申立期間直後の期間の保険料の集金時に、集金人から説明があったはずであり、その際に母親が保険料を支払っているはずであるため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母も療養中のため、その証言を得ることができず、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料について、未納であれば、申立期間直後の期間の保険料の集金時に、集金人から説明があったはずであり、その際に母親が支払っていたはずであると主張しているが、市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人に係る国民年金被保険者資格取得届は、昭和52年2月28日を資格取得日として、同年5月26日に届け出られたことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となるため、市の集金人に納付することはできなかったものと推認される上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 984

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 52 年 3 月まで
昭和 52 年の春頃、当時居住していた A 市 B 区の区役所で国民年金の加
入手続を行った。その際、過去の保険料を遡って払えることを聞き、20 歳
到達時からの保険料をすべて一括して納付したので、未納となっている申
立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 5 月に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料の納付先や保険料額についての記憶は、当時の制度や取扱いと符合せず、申立人の申立期間における国民年金保険料の納付状況は明らかでない。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。